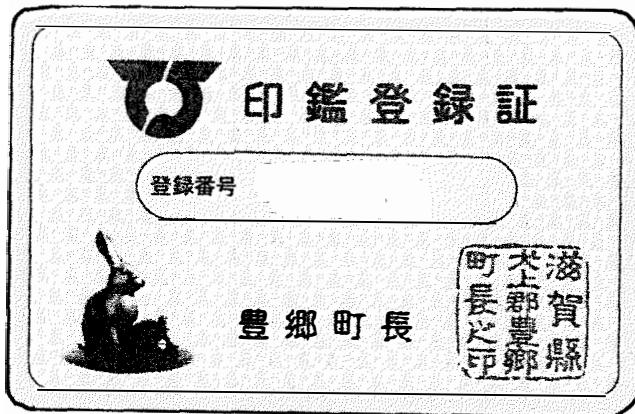


# 様式第4号(第8条第4号関係)

表



裏

<p>〔注意事項〕</p> <p>1. 印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、この印鑑登録証を提示して下さい。これが無いときは交付申請ができません。</p> <p>2. 印鑑登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付します。</p> <p>3. この印鑑登録証は原則に開示・大切に保管して下さい。</p> <p>4. この印鑑登録証を亡失したときは直ちに本人が届出て下さい。</p> <p>5. 印鑑登録証が著しく汚染又は破損したときは再発行の手続きをとらなければなりません。</p> <p>6. つきの場合は登録証を返して下さい。</p> <p>(1) 印鑑登録を廃止するとき。</p> <p>(2) 転出及び死亡のとき。</p> <p>(3) 亡失した登録証を発見したとき。</p>
---